

## 環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：下水道局

事業種名：下水道の整備

### 1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

現在、流域下水道事業は、公共下水道の普及促進に伴う関連市町からの流入下水量の増加と将来の流域人口減少を見据えた、下水処理施設の整備を行っている。また、施設の老朽化や耐震化対策に伴う改築・更新を並行して行っているところである。

計画段階では、水質向上に向けた水処理施設への高度処理の導入、汚泥の減容化・有効活用のための汚泥処理施設の導入を事業計画に位置付けた。

設計・施工段階では、施設への高効率機器の導入を進めると共に、環境対策型建設機械の使用や再生材の利用など環境へ考慮した工事施工に努めた。

管理段階では、運転管理の工夫などにより水質改善や効率的な汚泥処理の実現を図った。また、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、ホームページを利用して県民に対する下水道の普及啓発を行った。

### 2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

汚泥消化ガス発電設備の導入による下水汚泥の有効活用や、汚泥焼却炉の自燃運転により温室効果ガス排出量が削減された。

また、段階的高度処理の導入など水処理施設の適切な運転管理により、水質環境基準を満たし水質保全に寄与した。

### 3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

下水道事業では処理の過程で膨大な電気やガスなどのエネルギーを消費するとともに、汚泥の焼却に伴い大量の温室効果ガスを排出している。そのため、省エネルギー機器の導入、運転方法の改善、及び下水汚泥など下水道資源の有効活用をとおし、地球温暖化対策を進めていく。

#### 4 課 題

(環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。)

国の温室効果ガス削減目標の引き上げを踏まえ、新たな下水処理技術の導入やより一層効率的な運転方法などを検討する必要がある。

#### 5 事業一覧

(様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。)

別表-2のとおり

## 別表 2

## 個別評価事業一覧

事業年度： 令和3年度

部局名： 下水道局

事業種名： 下水道の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	荒川左岸南部流域下水道事業	設計・施工段階	29	24	83	4
2	荒川左岸南部流域下水道事業	管理段階	35	30	86	4
3	荒川右岸流域下水道事業	計画段階	20	20	100	5
4	荒川右岸流域下水道事業	設計・施工段階	32	32	100	5
5	荒川右岸流域下水道事業	管理段階	35	35	100	5
6	荒川左岸北部流域下水道事業	計画段階	4	4	100	5
7	荒川左岸北部流域下水道事業	設計・施工段階	10	10	100	5
8	荒川左岸北部流域下水道事業	管理段階	8	8	100	5
9	中川流域下水道事業	計画段階	13	13	100	5
10	中川流域下水道事業	設計・施工段階	32	32	100	5
11	中川流域下水道事業	管理段階	36	36	100	5
12	古利根川流域下水道事業	計画段階	4	4	100	5
13	古利根川流域下水道事業	設計・施工段階	9	9	100	5
14	古利根川流域下水道事業	管理段階	5	5	100	5
15	荒川上流下水道事業	計画段階	3	3	100	5
16	荒川上流下水道事業	設計・施工段階	9	9	100	5
17	荒川上流下水道事業	管理段階	4	4	100	5
18	市野川流域下水道事業	計画段階	3	3	100	5
19	市野川流域下水道事業	設計・施工段階	9	9	100	5
20	市野川流域下水道事業	管理段階	4	4	100	5
21	利根川右岸流域下水道事業	計画段階	3	3	100	5
22	利根川右岸流域下水道事業	設計・施工段階	9	9	100	5
23	利根川右岸流域下水道事業	管理段階	4	4	100	5
	合計		320	310		

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局

課・所・室名 荒川左岸南部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川左岸南部流域下水道事業
事業の規模	約 21,037.8ha 約 1,737,930 人	実施場所	川口市外 4 市
計画期間	昭和 41 年度～令和 6 年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 川口市、さいたま市、上尾市、蕨市及び戸田市の流域関連公共下水道で集めた汚水を荒川左岸南部流域下水道の管渠に受け入れ、戸田市に位置する荒川水循環センターで汚水を再生（現在：嫌気好気活性汚泥法・高度処理、将来：高度処理）して荒川に放流する事業である。 併せて、荒川終末処理場（大宮）にて下水処理水を受入れ、処理後、さいたま新都心地区に中水として供給する事業も行っている。 現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- ・ エネルギーの効率的利用を図る汚泥焼却炉の整備を進めた。
- ・ 効率的設備等の環境に配慮した施設の設計を実施した。
- ・ 工事に当たっては環境対策型建設機械の採用を図った。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・ 下水道施設は概ねできており、緑化されている状況である。スペースに余裕がなく新たな緑化のスペースがない。

## 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川左岸南部流域下水道事業（設計・施工段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		✓	✓	1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓	3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	✓	✓	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	—	—	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	—	—	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	✓	✓	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。			○			
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。			○				

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		✓ ✓
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	✓
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓ ✓
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓ ✓

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進							
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①	
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。				○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。				○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。				○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	✓		1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	✓	✓	
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	✓	✓	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	✓		1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○			1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	✓		
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	✓		
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	—	—	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	—	—	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	—	—	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	—	—	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○		✓	✓	1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○		✓	✓	1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○		✓	✓	1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			



基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全							
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○		✓	✓	1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○		✓	✓	1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○		✓	✓	1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	✓	✓	

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
					実施率	合計	
					(b/a (%))	(a) (b)	
					83%	29 24	
					総合評価	4	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局

課・所・室名

荒川左岸南部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川左岸南部流域下水道事業
事業の規模	約 21,037.8ha 約 1,737,930 人	実施場所	川口市外4市
計画期間	昭和41年度～令和6年度	段階	管理段階
事業の概要： 川口市、さいたま市、上尾市、蕨市及び戸田市の流域関連公共下水道で集めた汚水を荒川左岸南部流域下水道の管渠に受け入れ、戸田市に位置する荒川水循環センターで汚水を再生（現在：標準活性汚泥法・高度処理、将来：高度処理）して荒川に放流する事業である。 併せて、荒川終末処理場（大宮）にて下水処理水を受入れ、処理後、さいたま新都心地区に中水として供給する事業も行っている。 現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- ・ ケーキ乾燥機を利用することで汚泥焼却施設の廃熱を有効利用した。
- ・ 温室効果ガス排出量削減のため、焼却炉を高温焼却運転とし管理している。
- ・ さいたま新都心区域にトイレ雑用水を供給した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施予定だった下水道フェア及び親子下水道教室等が開催出来なかった。

## 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川左岸南部流域下水道事業（管理段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○				1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○				1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓		3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	✓	✓	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	—	—	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	—	—	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	✓	✓	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。			○	✓	✓	
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。			○	✓	✓		

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進						
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○			
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	✓	
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓	✓
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓	✓

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進							
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○	✓	✓	1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○	✓	✓	1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○	✓	✓	1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。			○	✓	✓	1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	✓	✓	
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	✓	✓	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	✓	✓	
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	✓	✓	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	✓		1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○	✓	✓	1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

✓

✓

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	✓		
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	✓	✓	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	—	—	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	—	—	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○	✓	✓	

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全						
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○			1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○			1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○			1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進						
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	✓	✓

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○	✓	✓	3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○	✓		3-2⑤
		実施率			合計		
		(b/a (%))			(a)	(b)	
		86%			35	30	
		総合評価			4		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。



なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川右岸下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川右岸流域下水道
事業の規模	約18,924,5ha、1,430,210人	実施場所	川越市外9市3町
計画期間	昭和46年度～令和4年度	段階	計画段階
事業の概要： 県の中央西部地域の川越市外9市3町において、公共下水道事業で集められた下水を流域下水道の管渠に受け入れ、和光市と川越市にある終末処理場で処理し、処理水を一級河川新河岸川と不老川に放流する。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

### 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 ・高度処理水を不老川の浄化用水として利用し、河川の水質改善を図った。 ・事務所のホームページにより、県民に対して情報を提供している。 ・廃棄物の減容化と資源の有効活用のため汚泥処理施設を適切に管理した。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

### 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川右岸下水道事務所（計画段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		✓	✓	1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○			✓	✓	1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○			3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	✓	✓	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○			
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。			○			
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。			○				

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓ ✓
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓ ✓

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	✓ ✓	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓ ✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○		
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	✓ ✓	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	✓ ✓	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	✓ ✓	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○		1-4④
	⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。			○		1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	✓	✓	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全					
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○		1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○		1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○		1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進					
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	✓ ✓

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
		実施率		合計			
		(b/a (%))		(a)	(b)		
		100		20	20		
		総合評価		5			

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川右岸下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川右岸流域下水道
事業の規模	約18,924,5ha、1,430,210人	実施場所	川越市外9市3町
計画期間	昭和46年度～令和4年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 県の中央西部地域の川越市外9市3町において、公共下水道事業で集められた下水を流域下水道の管渠に受け入れ、和光市と川越市にある終末処理場で処理し、処理水を一級河川新河岸川と不老川に放流する。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

### 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

### 特に配慮した事項

- ・アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を進めるとともに、環境対策型建設機械の使用に努めている。
- ・廃棄物の減容化と資源の有効活用のため汚泥処理施設の改築・修繕工事等を施工した。

### 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

### 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川右岸下水道事務所（設計・施工段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		✓	✓	1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓	3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	✓	✓	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	✓	✓	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	✓	✓	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。			○			
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。			○				



基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		✓ ✓
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	✓ ✓
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓ ✓
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓ ✓

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進							
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①	
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。				○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。				○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。				○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	✓	✓	
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	✓	✓	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○			1-4④
	⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。			○			1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	✓	✓	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○		✓	✓	1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○		✓	✓	1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○		✓	✓	1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全							
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○		✓	✓	1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○		✓	✓	1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○		✓	✓	1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	✓	✓	

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
		実施率		合計			
		(b/a (%))		(a)	(b)		
		100		32	32		
		総合評価		5			

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川右岸下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川右岸流域下水道
事業の規模	約18,924,5ha、1,430,210人	実施場所	川越市外9市3町
計画期間	昭和46年度～令和4年度	段階	管理段階
事業の概要： 県の中央西部地域の川越市外9市3町において、公共下水道事業で集められた下水を流域下水道の管渠に受け入れ、和光市と川越市にある終末処理場で処理し、処理水を一級河川新河岸川と不老川に放流する。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- 高度処理水を不老川の浄化用水として利用し、河川の水質改善を図った。
- 事務所のホームページにより、県民に対して情報を提供している。
- 廃棄物の減容化と資源の有効活用のため汚泥処理施設を適切に管理した。
- 下水処理施設の覆蓋上部について公園として整備することとしている和光市に対し、引き続き事業促進に協力する。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- 県民に対する下水道の啓発イベント等については新型コロナウイルス感染症の感染リスクの回避のため実施できなかった

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川右岸下水道事務所（管理段階）						
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況	
		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該 当	実 施		
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○				1-1①	
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○				1-1①	
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①	
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓	3-2①②③④⑤	
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況	
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該 当	実 施		
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築								
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	✓	✓		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	✓	✓		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	✓	✓		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進								
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑩⑪, 1-5③	
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑦	
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓		
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	✓	✓		
	後掲（森林の整備と保全）							
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。			○	✓	✓		
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。			○	✓	✓			

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	✓ ✓
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓ ✓
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓ ✓

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進							
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○	✓	✓	1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○	-	-	1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○	✓	✓	1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			○	✓	✓	1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	✓	✓	
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	✓	✓	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	✓	✓	
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	✓	✓	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○	✓	✓	1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。				○	✓	✓	1-4④
------------------------	--	--	--	---	---	---	------

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	✓	✓	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○	✓	✓	

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全					
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○		1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○		1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○		1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進					
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	✓ ✓

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○	✓	✓	3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○	✓	✓	3-2⑤
		実施率			合計		
		(b/a (%))			(a)	(b)	
		100			35	35	
		総合評価			5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。



## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川左岸北部流域下水道事業
事業の規模	6,446ha 327,370人	実施場所	桶川市外 4 市
計画期間	昭和 46 年度～令和 3 年度	段階	計画段階
事業の概要： 熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市及び北本市の流域関連公共下水道で集めた汚水を荒川左岸北部流域下水道の管渠に受け入れ、桶川市に位置する元荒川水循環センターで汚水を処理して元荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1 を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- 元荒川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- 東京湾の水質環境基準（項目：COD、T-N、T-P）を達成するための水処理施設（高度処理）を計画した。
- 廃棄物の減容化と資源の有効活用を図るため、汚泥処理施設（バイオガス発電）を計画した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川左岸北部流域下水道事業（計画段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		-	-	1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○			✓	✓	1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○			3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○			
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○			
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○				

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。			○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	- -	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓ ✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○		
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	- -	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	- -	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	- -	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○		1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全						
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○			1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○			1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○			1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進						
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
		実施率			合計		
		(b/a (%))			(a)	(b)	
		100.0%			4	4	
		総合評価			5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川左岸北部流域下水道事業
事業の規模	6,262ha 330,270人	実施場所	桶川市外 4 市
計画期間	昭和 46 年度～令和 3 年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市及び北本市の流域関連公共下水道で集めた汚水を荒川左岸北部流域下水道の管渠に受け入れ、桶川市に位置する元荒川水循環センターで汚水を処理して元荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1 を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- ・廃棄物の減容化と資源の有効利用を図るため、汚泥処理施設の改築工事等を施工した。
- ・再生材料を使用し施工した。
- ・環境配慮型建設機械を使用して施工した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。



別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川左岸北部流域下水道事業（設計・施工段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		-	-	1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓	3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○	✓	✓	
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○	✓	✓		

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		- -
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	- -
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進							
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①	
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。				○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。				○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。				○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	-	-	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	-	-	
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	-	-	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○			1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○		✓	✓	1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○		-	-	1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○		-	-	1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全							
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○		✓	✓	1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○		✓	✓	1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○		-	-	1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-	

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
		実施率 (b/a (%))		合計 (a) (b)			
		100.0%		10 10			
		総合評価		5			

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川左岸北部流域下水道事業
事業の規模	6,446ha 330,270人	実施場所	桶川市外4市
計画期間	昭和46年度～令和3年度	段階	管理段階
事業の概要： 熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市及び北本市の流域関連公共下水道で集めた汚水を荒川左岸北部流域下水道の管渠に受け入れ、桶川市に位置する元荒川水循環センターで汚水を処理して元荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

**特に配慮した事項**

- ・元荒川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設を管理した。
- ・焼却炉の自然運転を行い、温室効果ガスの削減を図った。
- ・事務所のホームページで、県民に対して荒川左岸北部流域下水道事業の情報提供を行っている。
- ・管理本館1階を改修して下水道PRコーナーを設置するなど、下水道事業に対する理解と普及啓発を実施した。
- ・「バイオガス発電」のリーフレットを作成し、下水汚泥の再利用について広く普及啓発を図っている。

**配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項**

- ・県民に対する下水道の普及啓発のうち、親子下水道教室など接触機会の高まる啓発イベント等については新型コロナウイルス感染症の感染リスクの回避のため実施できなかった。

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川左岸北部流域下水道事業（管理段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○				1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○				1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓	3-2①②③④⑤
<b>基本方向 1</b>		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○	-	-	
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○	-	-		



基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進						
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○			
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	-	-
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	-	-
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	-	-

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進							
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○	✓	✓	1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○	-	-	
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○	-	-	1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。			○	-	-	1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	-	-	
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	-	-	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	-	-	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	-	-	
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	-	-	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○	-	-	1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

-

-

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○	-	-	

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全						
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○			1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○			1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○			1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進						
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○	✓	✓	3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○	✓	✓	3-2⑤
		実施率			合計		
		(b/a (%))			(a)	(b)	
		100.0%			8	8	
		総合評価			5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局

課・所・室名 中川下水道事務所

事業の種類	下水道の整備	事業名	中川流域下水道事業
事業の規模	18,583.2ha、1,297,550人	実施場所	越谷市ほか10市4町
計画期間	昭和47年～令和6年度	段階	計画段階
事業の概要： 越谷市ほか10市4町の流域関連公共下水道で集めた汚水を中川流域下水道の管渠に受入れ、三郷市に位置する中川水循環センターで汚水を再生（現在：標準活性汚泥法・高度処理、将来：高度処理）して中川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- ・中川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- ・東京湾の水質環境基準（項目：COD、T-N、T-P）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- ・廃棄物の減量化と資源の有効活用のため汚泥処理施設を計画した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		中川流域下水道事業						計画	
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況		
		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施			
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①		
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		✓	✓	1-1①		
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○			✓	✓	1-2①		
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○				3-2①②③④⑤	
<b>基本方向 1</b>		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況		
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施			
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築									
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	✓	✓			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	—	—			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	✓	✓			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進									
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑩⑪, 1-5③		
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑦		
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓			
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○					
	後掲（森林の整備と保全）								
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。			○					
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。			○						

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進						
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○			
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○		
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓	✓
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓	✓

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。			○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	—	—	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	—	—	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○			
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	—	—	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	—	—	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○			1-4④



⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。				○			1-4④
------------------------	--	--	--	---	--	--	------

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	—	—	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	—	—	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	—	—	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	—	—	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	—	—	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	—	—	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○			1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○			1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○			1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	✓	✓

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別 事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
		実施率 (b/a (%))		合計 (a) (b)			
		100		13 13			
		総合評価		5			

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 下水道局

課・所・室名 中川下水道事務所

事業の種類	下水道の整備	事業名	中川流域下水道事業
事業の規模	約18,221.1ha 約1,304,180人	実施場所	越谷市ほか 10市4町
計画期間	昭和47年 ~ 令和3年度	段階	設計・施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>越谷市ほか 10市4町の流域関連公共下水道で集めた汚水の中川流域下水道の管渠に受け入れ、三郷市に位置する中川水循環センターで汚水を再生（現在：標準活性汚泥法・高度処理、将来：高度処理）して中川に放流する事業である。</p> <p>現在、流域下水道管渠や終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。</p>			

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 工事の施工にあたり、高効率機器や再生材の利用等に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		中川流域下水道事業						設計・施工	
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況		
		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施			
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①		
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		✓	✓	1-1①		
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①		
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○		✓	✓	3-2①②③④⑤	
<b>基本方向 1</b>		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況		
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施			
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築									
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	✓	✓			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	✓	✓			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進									
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑩⑪, 1-5③		
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑦		
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓			
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	✓	✓			
	後掲（森林の整備と保全）								
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。			○					
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。			○						

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		- -
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	✓ ✓
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓ ✓
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓ ✓

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進							

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○			1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。				○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。				○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。				○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	-	-	
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	✓	✓	1-2②, 1-32②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○			1-4④
	⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。			○			1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	✓	✓	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	✓	✓	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○		✓	✓	1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○		✓	✓	1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○		✓	✓	1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			
基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全							
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○		✓	✓	1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○		✓	✓	1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○		✓	✓	1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進							
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	✓	✓	



基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり							
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別 事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
		実施率			合計		
		(b/a (%))			(a)	(b)	
		100			32	32	
		総合評価			5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表 (事業別)

部局名 下水道局

課・所・室名 中川下水道事務所

事業の種類	下水道の整備	事業名	中川流域下水道事業
事業の規模	約18,221.1ha 約1,304,180人	実施場所	越谷市ほか10市4町
計画期間	昭和47年～令和3年度	段階	管理段階

事業の概要：

越谷市ほか10市4町の流域関連公共下水道で集めた汚水の中川流域下水道の管渠に受け入れ、三郷市に位置する中川水循環センターで汚水を再生（現在：標準活性汚泥法・高度処理、将来：高度処理）して中川に放流する事業である。

現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設を行っている。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 水処理施設上部の覆蓋に対して、周辺住民が自由に利用できる施設としての活用を進めた。
- ・ 事務所のホームページで、県民に対して中川流域下水道事業の情報提供を行っている。
- ・ 廃棄物の減容化と資源の有効活用のため、污泥処理施設を適切に管理した。
- ・ 焼却炉の自燃運転を行い、温室効果ガスの削減を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・ 県民に対する下水道の普及啓発のうち、接触機会の高まる啓発イベント等については新型コロナウイルス感染症の感染リスクの回避のため実施できなかった。

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		中川流域下水道事業						管理	
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況		
		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施			
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○					1-1①	
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○					1-1①	
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○						1-2①	
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓		3-2①②③④⑤	
<b>基本方向 1</b>		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況		
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施			
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築									
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	✓	✓			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	✓	✓			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進									
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓		1-4⑩⑪, 1-5③	
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	✓	✓		1-4⑦	
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓			
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	✓	✓			
	後掲（森林の整備と保全）								
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。			○	✓	✓			
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。			○	✓	✓				

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	✓ ✓
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓ ✓
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓ ✓

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進							

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○	✓	✓	1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○	✓	✓	1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○	✓	✓	1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。			○	✓	✓	1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	✓	✓	
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	✓	✓	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	✓	✓	
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	✓	✓	1-2②, 1-32②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	✓	✓	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○	✓	✓	1-4④
	⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。			○	✓	✓	1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	✓	✓	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	✓	✓	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○	✓	✓	
基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全							
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○				1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○				1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○				1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進							
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	✓	✓	

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり							
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別 事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○	-	-	3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○	-	-	3-2⑤
		実施率			合計		
		(b/a (%))			(a)	(b)	
		100			36	36	
		総合評価			5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	古利根川流域下水道事業
事業の規模	2,367.8ha 116,370人	実施場所	久喜市、加須市
計画期間	昭和52年度～平成32年度	段階	計画段階
事業の概要： 久喜市及び加須市の公共下水道で集めた下水を古利根川流域下水道の管渠に受け入れ、久喜市に位置する古利根川水循環センターで汚水を処理して大落古利根川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や週末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- ・大落古利根川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- ・東京湾の水質環境基準（項目：COD、T-N、T-P）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- ・廃棄物の減容化と資源の有効活用のため、汚泥処理施設を計画した。
- ・処理場内に動植物（ホタル舎）の生息空間を計画した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。



別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		古利根川流域下水道事業（計画段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		-	-	1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○			✓	✓	1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○			
<b>基本方向 1</b>		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○			
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○			
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○				

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。			○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	- -	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓ ✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○		
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	- -	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	- -	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	- -	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○		1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○			1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○			1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○			1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別 事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
		実施率			合計		
		(b/a (%))			(a)	(b)	
		100.0%			4	4	
		総合評価			5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	古利根川流域下水道事業
事業の規模	2,400.9ha 114,170人	実施場所	久喜市、加須市
計画期間	昭和52年度～令和3年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 久喜市及び加須市の公共下水道で集めた下水を古利根川流域下水道の管渠に受け入れ、久喜市に位置する古利根川水循環センターで汚水を処理して大落古利根川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や週末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

### 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

#### 特に配慮した事項

- 再生資材を使用し施工した。
- 環境配慮型建設機械を使用して施工した。

#### 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

### 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		古利根川流域下水道事業（設計・施工段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
個別 事 項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		-	-	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		-	-	1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓	3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事 項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事 項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○	✓	✓	
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○	✓	✓		



基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○	-	-
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	-
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	-
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	-

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進							
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①	
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。				○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。				○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。				○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	-	-	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	-	-	
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	-	-	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○			1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○		✓	✓	1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○		-	-	1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○		-	-	1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全							
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○		✓	✓	1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○		✓	✓	1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○		-	-	1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-	

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
					実施率	合計	
					(b/a (%))	(a) (b)	
					100.0%	9 9	
					総合評価	5	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	古利根川流域下水道事業
事業の規模	2,400.9ha 114,170人	実施場所	久喜市、加須市
計画期間	昭和52年度～令和3年度	段階	管理段階
事業の概要： 久喜市及び加須市の公共下水道で集めた下水を古利根川流域下水道の管渠に受け入れ、久喜市に位置する古利根川水循環センターで汚水を処理して大落古利根川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や週末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- ・大落古利根川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- ・東京湾の水質環境基準（項目：COD、T-N、T-P）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- ・廃棄物の減容化と資源の有効活用のため、汚泥処理施設を計画した。
- ・処理場内に動植物（ホタル舎）の生息空間を計画した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・特になし

## 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		古利根川流域下水道事業（管理段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○				1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○				1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓	3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○	-	-	
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○	-	-		

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	- -
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○	- -	1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	- -	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○	- -	1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○	- -	1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。			○	- -	1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	- -	
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	- -	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	- -	1-2③	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	- -		
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	- -	- -	1-2②, 1-32②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	- -	- -	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	- -	- -	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○	- -	- -	1-4④



⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

-

-

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○	-	-	

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○			1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○			1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○			1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別 事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○	✓	✓	3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○	✓	✓	3-2⑤
		実施率			合計		
		(b/a (%))			(a)	(b)	
		100.0%			5	5	
		総合評価			5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川上流流域下水道事業
事業の規模	1,031.7ha 18,990人	実施場所	深谷市、寄居町
計画期間	昭和61年度～令和3年度	段階	計画段階
事業の概要： 深谷市及び寄居町の公共下水道で集めた汚水を荒川上流流域下水道の管渠に受け入れ、深谷市に位置する荒川上流水循環センターで汚水を処理して荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設等を行っている。			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- ・荒川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- ・東京湾の水質環境基準（項目：COD、T-N、T-P）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川上流流域下水道事業（計画段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		-	-	1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○			✓	✓	1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○			
<b>基本方向 1</b>		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○			
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○			
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○				

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。			○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	- -	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓ ✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○		
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	- -	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	- -	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	- -	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○		1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

1-4④



基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全						
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○			1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○			1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○			1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進						
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
		実施率 (b/a (%))		合計 (a) (b)			
		100.0%		3 3			
		総合評価		5			

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川上流流域下水道事業
事業の規模	1,031.7ha 18,990人	実施場所	深谷市、寄居町
計画期間	昭和61年度～令和3年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 深谷市及び寄居町の公共下水道で集めた汚水を荒川上流流域下水道の管渠に受け入れ、深谷市に位置する荒川上流水循環センターで汚水を処理して荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設等を行っている。			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- 再生資材を使用し施工した。
- 環境配慮型建設機械を使用して施工した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川上流流域下水道事業（設計・施工段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		-	-	1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓	3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○	✓	✓	
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○	✓	✓		

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○	-	-
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	-
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	-
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	-

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進							
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①	
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。				○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。				○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。				○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	-	-	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	-	-	
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	-	-	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○			1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○		✓	✓	1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○		-	-	1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○		-	-	1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			



基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全							
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○		✓	✓	1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○		✓	✓	1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○		-	-	1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-	

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
					実施率	合計	
					(b/a (%))	(a) (b)	
					100.0%	9 9	
					総合評価	5	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	荒川上流流域下水道事業
事業の規模	1,031.7ha 18,990人	実施場所	深谷市、寄居町
計画期間	昭和61年度～令和3年度	段階	管理段階
事業の概要： 深谷市及び寄居町の公共下水道で集めた汚水を荒川上流流域下水道の管渠に受け入れ、深谷市に位置する荒川上流水循環センターで汚水を処理して荒川に放流する事業である。 現在、流域下水道管渠や終末処理場の施設の改築・修繕及び増設等を行っている。			

※別表－1 を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

**特に配慮した事項**

- ・荒川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設を管理した。
- ・廃棄物の減容化と資源の有効活用のため、汚泥処理施設を適切に管理した。
- ・事務所のホームページで、県民に対して荒川上流流域下水道事業の情報提供を行っている。

**配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項**

- ・県民に対する下水道の普及啓発のうち、「県民の日」施設見学会等接触機会の高まる啓発イベント等については新型コロナウイルス感染症の感染リスクの回避のため実施できなかった。

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		荒川上流流域下水道事業（管理段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○				1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○				1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓	3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○	-	-	
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○	-	-		

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	- -
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○	- -	1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	- -	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○	- -	1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○	- -	1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。			○	- -	1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	- -	
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	- -	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	- -	1-2③	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	- -		
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	- -	1-2②, 1-3②	
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	- -	1-2③	
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	- -	1-2③	
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○	- -	1-4④	

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

-

-

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○	-	-	

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全						
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○			1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○			1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○			1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進						
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○	✓	✓	3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○	✓	✓	3-2⑤
		実施率			合計		
		(b/a (%))			(a)	(b)	
		100.0%			4	4	
		総合評価			5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。



なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	市野川流域下水道事業
事業の規模	1,171.9ha 35,730人	実施場所	滑川町外2町
計画期間	昭和63年度～令和3年度	段階	計画段階
事業の概要： 滑川町、嵐山町、小川町の公共下水道で集めた汚水を市野川流域下水道の管渠に受け入れ、滑川町に位置する市野川水循環センターで汚水を処理して市野川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- 市野川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。
- 東京湾の水質環境基準（項目：COD、T-N、T-P）を達成するために、水処理施設（高度処理）を計画した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		市野川流域下水道事業（計画段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		-	-	1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○			✓	✓	1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○			3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○			
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○			
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○				

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。			○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	- -	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓ ✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○		
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	- -	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	- -	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	- -	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○		1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全						
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○			1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○			1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○			1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進						
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
		実施率			合計		
		(b/a (%))			(a)	(b)	
		100.0%			3	3	
		総合評価			5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。



## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	市野川流域下水道事業
事業の規模	1,171.9ha 35,730人	実施場所	滑川町外 2 町
計画期間	昭和 63 年度～令和 3 年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 滑川町、嵐山町、小川町の公共下水道で集めた汚水を市野川流域下水道の管渠に受け入れ、滑川町に位置する市野川水循環センターで汚水を処理して市野川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1 を添付する。

総合評価	5
------	---

### 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

### 特に配慮した事項

- 再生資材を使用し施工した。
- 環境配慮型建設機械を使用して施工した。

### 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

### 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		市野川流域下水道事業（設計・施工段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		-	-	1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓	3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○	✓	✓	
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○	✓	✓		

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○	-	-
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	-
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	-
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	-

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進							
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①	
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。				○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。				○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。				○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	-	-	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	-	-	
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	-	-	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○			1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○		✓	✓	1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○		-	-	1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○		-	-	1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全							
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○		✓	✓	1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○		✓	✓	1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○		-	-	1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-	

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
		実施率 (b/a (%))		合計 (a) (b)			
		100.0%		9 9			
		総合評価		5			

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	市野川流域下水道事業
事業の規模	1,171.9ha 35,730人	実施場所	滑川町外 2 町
計画期間	昭和 63 年度～令和 3 年度	段階	管理段階
事業の概要： 滑川町、嵐山町、小川町の公共下水道で集めた汚水を市野川流域下水道の管渠に受け入れ、滑川町に位置する市野川水循環センターで汚水を処理して市野川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1 を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- 市野川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設を管理した。
- 廃棄物の減容化と資源の有効利用のために、汚泥処理施設を適切に管理した。
- 事務所のホームページで、県民に対して市野川流域下水道事業の情報提供を行っている。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- 県民に対する下水道の普及啓発のうち、「県民の日」施設見学会等の接触機会の高まる啓発イベント等については新型コロナウイルス感染症の感染リスクの回避のため実施できなかった。

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。



別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		市野川流域下水道事業（管理段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○				1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○				1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓	3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○	-	-	
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○	-	-		

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	- -
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○	- -	1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	- -	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○	- -	1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○	- -	1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。			○	- -	1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	- -	
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	- -	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	- -	1-2③	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	- -		
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	- -	- -	1-2②, 1-32②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	- -	- -	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	- -	- -	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○	- -	- -	1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

-

-

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○	-	-	

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全						
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○			1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○			1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○			1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進						
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○	✓	✓	3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○	✓	✓	3-2⑤
		実施率			合計		
		(b/a (%))			(a)	(b)	
		100.0%			4	4	
		総合評価			5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	利根川右岸流域下水道事業
事業の規模	1,856.8ha 60,116人	実施場所	本庄市外 3 町
計画期間	平成 16 年度～令和 3 年度	段階	計画段階
事業の概要： 本庄市、美里町、神川町及び上里町の公共下水道で集めた汚水を利根川右岸流域下水道の管渠に受け入れ本庄市に位置する小山水循環センターで汚水を処理して女堀川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1 を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 ・女堀川の水質環境基準（項目：BOD）を達成するために、水処理施設を計画した。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		利根川右岸流域下水道事業（計画段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		-	-	1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○			✓	✓	1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○			3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○			
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○			
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○				



基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○	-	-
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	-
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	-
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	-

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。			○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	-	-	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○			
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	-	-	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○			1-4④

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○			1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○			1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○			1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別 事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
		実施率 (b/a (%))		合計 (a) (b)			
		100.0%		3 3			
		総合評価		5			

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局 課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	利根川右岸流域下水道事業
事業の規模	1,856.8ha 60,116人	実施場所	本庄市外 3 町
計画期間	平成 16 年度～令和 3 年度	段階	設計・施工段階
事業の概要： 本庄市、美里町、神川町及び上里町の公共下水道で集めた汚水を利根川右岸流域下水道の管渠に受け入れ本庄市に位置する小山川水循環センターで汚水を処理して女堀川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1 を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 ・再生資材を使用し施工した。 ・環境配慮型建設機械を使用して施工した。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		利根川右岸流域下水道事業（設計・施工段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○		✓	✓	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○		-	-	1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓	3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○	✓	✓	
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○	✓	✓		

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○	-	-
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	-
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	-
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	-

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		計画 段階	設計・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進							
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○		1-4①②⑥, 1-5①	
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。				○		1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。				○		1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。				○		1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。				○		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	-	-	1-2③
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	-	-	
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	-	-	1-2②, 1-3②
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	-	-	1-2③
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○			1-4④



⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

1-4④

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○		✓	✓	1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○		-	-	1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○		-	-	1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○			

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全							
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○		✓	✓	1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○		✓	✓	1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○		-	-	1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-	

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○			3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○			3-2⑤
					実施率	合計	
					(b/a (%))	(a) (b)	
					100.0%	9 9	
					総合評価	5	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 下水道局      課・所・室名 荒川左岸北部下水道事務所

事業の種類	5 下水道の整備	事業名	利根川右岸流域下水道事業
事業の規模	1,856.8ha    60,116人	実施場所	本庄市外3町
計画期間	平成16年度～令和3年度	段階	管理段階
事業の概要： 本庄市、美里町、神川町及び上里町の公共下水道で集めた汚水を利根川右岸流域下水道の管渠に受け入れ本庄市に位置する小山川水循環センターで汚水を再生して女堀川に放流する事業である。 現在、流域下水道終末処理場等の施設の改築・修繕及び増設を行っている。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

**特に配慮した事項**

- ・事務所のホームページで、県民に対して利根川右岸流域下水道事業の情報提供を行っている。

**配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項**

- ・県民に対する下水道の普及啓発のうち、親子下水道教室等の接触機会の高まる啓発イベント等については新型コロナウイルス感染症の感染リスクの回避のため実施できなかった。

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名		利根川右岸流域下水道事業（管理段階）					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○				1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○				1-1①
	③ 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○					1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○	○	✓	✓	3-2①②③④⑤
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 ・ 施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑩⑪, 1-5③
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	-	-	1-4⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	-	-	
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○	-	-	
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○	-	-		

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○		
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	- -
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	- -

基本方向 2		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○	- -	1-4①②⑥, 1-5①
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	- -	1-4⑤
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○	- -	1-4⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。			○	- -	1-4⑨
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。			○	- -	1-4⑨
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	- -	
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○	- -	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	- -	1-2③	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	✓	✓	1-3①②, 1-4③, 1-5②
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	- -		
	④ 高度処理水を河川や水路の浄化用水に利用する。	○	○	○	- -	1-2②, 1-3②	
	⑤ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	- -	1-2③	
	⑥ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	- -	1-2③	
	⑦ 地盤沈下対策を適切に実施する。			○	- -	1-4④	

⑧ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。

○

-

-

1-4④



基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1②
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	-	-	2-2③
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	-	-	2-2③

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○				1-4④
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○				1-4④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○				1-4④
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○	-	-	

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全						
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○			1-4④
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○			1-4④
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○			1-4④
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進						
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	-	-	2-2①②
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。			○	✓	✓	3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。			○	✓	✓	3-2⑤
		実施率			合計		
		(b/a (%))			(a)	(b)	
		100.0%			4	4	
		総合評価			5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなつた理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。